

備前市議会基本条例【解説付き】

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 市民と議会の関係（第9条）

第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係（第10条—第13条）

第4章 議員間討議の実施（第14条）

第5章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第20条）

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第21条—第23条）

第7章 最高規範性と見直し手続（第24条—第27条）

附則

（前文）

備前市は、江戸時代には他に例のない士庶共学の閑谷学校が創建された場所であることを誇りに、教育のまちとして未来を担う人づくりに取り組んできた。

地方分権の進展により、自治体の自主性、自立性が問われる中、これまでの地域の文化と伝統を守り、持続可能な社会の構築が求められる今日、議会はその機能の一層の充実を図っていかねばならない。

このため、備前市議会（以下「議会」という。）は、議会に関する基本的事項を定め、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより、最高議決機関としてその権能を最大限に発揮し、市民福祉の向上はもとより常に地方自治の本旨の実現に向けて、市民の負託にこたえていくことを決意し、備前市議会基本条例を制定するものである。

【解説】

本市議会では、これまでも、会議や議事録の公開、議会報告会での意見交換などさまざまな取り組みを行ってきました。

さらに、議会が果たすべき役割を検証する中で、今後求められる議会の機能やこれまでの取り組みをルール化する必要性から、条例制定に向けた検討を開始しました。

前文では、備前市の特徴をはじめ、本条例の制定に至った背景を述べるとともに、議会が市民福祉の向上のために取り組んでいく決意を示すものです。

※二元代表制 地方公共団体の長（市長）とその議会の議員は、住民の直接選挙により選び、市長と議会がともに住民を代表し、相互に緊張関係を保ちながら協力してその地方公共団体の運営の基本的な方針を決定していく制度のことです。

※議会の機能 議会が果たすべき役割又は働きのことで、政策を立案し、これを実現させる役割や、常に民主的で効率的な、そして公正な行政が行なわれる働きのことです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえられる真に開かれた議会運営を実現し、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

前文に掲げた議会の決意を受け、条例制定の目的を明らかにしています。

議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応えられる議会運営の実現を図り、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することをこの条例の目的として定めています。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議員で構成する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視し、及び評価するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努めることにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。

4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、議会運営に関する条例、規則等を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

5 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする。

【解説】

第1条の目的を達成するため、5つの活動原則を定めています。

1 議会は、市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックすることを定めています。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して、政策立案に取り組むことを定めています。

3 議会の情報公開と説明責任を定めています。

4 市民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを定めています。

5 市民の議会への関心が高まるような議会運営に努めることを定めています。

※議事機関 条例の制定その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関、いわゆる議会のことです。

※執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会など、地方公共団体の事務を管理、執行する機関のことです。

※会議規則等 会議規則のほか委員会条例、議会先例、申し合わせ等のことです。

(議員の活動原則)

- 第3条** 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を尊重するものとする。
- 2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。
 - 3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉向上のため活動するものとする。

【解説】

第1条の目的を達成するため、議員としての3つの活動原則を定めています。

- 1 多様な市民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間における自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを定めています。
- 2 議員が、市政全般の課題と市民の意見等を把握し、自ら資質の向上に努め、選挙で選ばれた市民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。
- 3 議員は、議会を構成する一員として地域などにおける個別事案だけでなく、市民全体のために活動することを定めています。

(議会の運営)

- 第4条** 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保するとともに議員平等の原則に基づき、民主的で円滑な運営に努める。

【解説】

議会運営は公平、公正が前提で、議員平等の原則に基づいて民主的であることはもとより、効率的でなければなりません。

(委員会の運営)

- 第5条** 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし市民にわかりやすい運営に努めるものとする。
- 2 委員会は、市民に審査の経過等を説明するとともに、委員会が所管する事務等について、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

【解説】

- 1 備前市議会委員会条例に規定される常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、専門性を活かした運営に努めこと。また、審査においては、透明性を確保のうえ、専門用語や難解な表現はできるだけ使用せず、市民に分かりやすい言葉や表現を用いるよう努めることを定めています。
- 2 委員会は積極的に懇談会等を開催し、市民との意見交換を行うことを定めています。

※委員会 委員会条例に基づき議会の内部組織として、本会議の下審査機関として設置される「常任委員会」「議会運営委員会」「特別委員会」のことです。

「常任委員会」とは、市の広範囲にわたる事務を合理的、能率的に調査し、審査するために、部門ごとに分かれて、議案、請願などの審査や市の諸課題の調査を専門的に行う委員会です。備前市議会においては、総務産業委員会、厚生文教委員会、予算決算審査委員会を設置しています。

「議会運営委員会」とは、議会の運営が円滑に行われるよう議事日程や議案などの審議方法を協議・決定したり、議会や委員会に関する例規や議長の諮問事項に関する協議を行う委員会です。

「特別委員会」とは、特定の事項についての審査や調査を行う必要がある場合、議会の議決により設置される委員会です。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、必要に応じ、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 会派の結成等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

- 1 合議制機関である議会において、議員は議員集団として活動ができることを定めています。
- 2 会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成し、会派間での合意形成に努めることを定めています。
- 3 必要な事項は、「備前市議会の会派に関する内規」で定めます。

※会派 議会内で政策を中心として考えを同じくする議員により結成された集団のことです。

(正副議長選挙の所信表明)

第7条 議長及び副議長の選挙に先立って、所信表明を行うものとする。

- 2 所信表明の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

- 1 議長及び副議長を志す者が、当該選挙に当たり、議会運営に係る職務への理念等を述べることを定めています。
- 2 必要な事項は、「議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会に関する内規」で定めます。

(議会改革推進会議)

第8条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する

ことができる。

- 2 議会改革推進会議は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、地方分権社会にふさわしい議会の在り方について調査、研究等を行う。
- 3 議会改革推進会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

- 1 市議会のあるべき姿を常に見極め、議会改革を推進していくために、議会改革推進会議を設置することができることを定めています。
- 2 議会改革の取り組みを一過性で終わらせることなく、議会を取り巻く環境の変化に応じ、不断の取り組みとして、議会自らがその改革に引き続き取り組んでいくことを定めています。

第2章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第9条 議会は、本会議及び委員会を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、市民との意見交換の場として懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、定例会閉会后に、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会等を開催するものとする。

【解説】

- 1 これまでも、市民に開かれた議会として、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、公開を原則としてきましたので、本条第1項で明文化し、議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任について定めています。
- 2 市民との意見交換の場を設けることを定めています。
- 3 法律の制度を活用し、市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。
- 4 議案等の審議経過等についての報告と市民との意見交換を行う議会報告会等について、議会として開催することを定めています。

※参考人制度 議会在本会議又は委員会において地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに意見を聞きたい人に出席を求める制度です。

※公聴人制度 本議会や委員会が、予算その他重要な議案、請願等について、利害関係者や学識経験者等から意見を聴く制度です。参考人制度とは異なり、議長の承認を得た上で開催する日時、場所及び意見を聴こうとする案件等を公示し、意見を述べる人を公募します。

第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

(緊張感の保持)

第10条 議会審議において、議員と市長等執行機関の長（以下「市長等」という。）は、緊張感の保持に努めなければならない。

- 2 議会的一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- 3 市長等は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て、質問趣旨の確認等を行うことができる。
- 4 前項の規定は、委員会について準用する。この場合において、前項中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

【解説】

- 1 議会審議における議員と市長等執行機関との緊張感の保持について定めています。
- 2 論点、争点を明確にするため一般質問の質問方法を定めています。
- 3 質疑・質問の趣旨を明確にし、的確な答弁を行うことによって、より分かりやすい議会運営とするため、市長を初めとする執行機関の出席者は、質疑・質問の趣旨を確認するための発言ができることを規定しています。
- 4 第3項で規定した内容を委員会にも適用することとしています。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第11条 議会は、市長等が提案する政策、施策、事業、計画等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長等に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
 - (4) 備前市まちづくり基本条例（平成22年備前市条例第11号）第15条の2に規定する総合計画との整合性
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】

- 1 政策水準を高める議論を行うため、政策等に係る6項目の情報提供に努めるよう市長等に求めることを定めています。
この条文における政策等とは、総合計画における基本計画に基づく施策の基本的な方向を定める計画、構想その他これらに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）とします。
- 2 議会は、市長等から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

※総合計画 備前市のまちづくりの基本理念や将来像、その実現のための方針や政策などを示した「基本構想」とそれを達成するために必要となる施策とその取り組み内容などをより具体的に示した「基本計画」で構成されています。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第12条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別のわかりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

【解説】

市長が、予算案や決算を議会に提出するに当たり、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成に努めるよう市長に求めることを定めています。

(議決事件の拡大)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、別に条例で定める。

【解説】

地方自治法第96条第1項には、議会で議決しなければならない15項目の事件が定められていますが、同条第2項により、この15項目以外の事件を追加できることから、この規定を積極的に活用します。

条例により規定される議決事件及び関係条例は次のとおりです。

(1) 備前市名誉市民の称号を贈ること

備前市名誉市民条例（平成17年備前市条例第249号）第3条

(2) 総合計画の策定

備前市まちづくり基本条例（平成22年備前市条例第11号）第15条の2第2項

(3) 定住自立圏形成協定の締結等に関する事

地方自治法第96条第2項による議会において議決すべき事件を定める条例（平成21年備前市条例第1号）

第4章 議員間討議の実施

(議員間討議)

第14条 議会は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。

【解説】

- 1 議会は、議員間の討議を重視した運営に努めていくことを定めています。議会は、その意思決定過程において、多様な意見を言論によって討議する機能があります。これは二元代表制の一方である市長にはなし得ない機能です。
- 2 議会は、本会議・委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分に討論、議論を尽くして合意形成に努めること、市民に対し経過及び結果の説明責任を果たすことを定めています。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策提言及び政策立案等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。
- 3 議員は、資質並びに政策提言及び政策立案等の能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

【解説】

- 1 一般職の職員には地方公務員法で研修の機会が保障されていますが、議員には同様の規定がないため、議会は、政策提言や政策立案等に必要な能力を向上させるために、議員研修の充実強化に努めることを定めています。
- 2 第2項では、学識経験者や市民が参加する研修も積極的に行っていくことを定めています。
- 3 議員は、資質の向上や本市の抱える課題について、自ら解決策を考え、提案する能力を身につける必要があるため、研修や調査研究を実施する義務があることを定めています。

(政務活動費)

第16条 議員は、政務活動費を活用し、市政に関する調査研究その他の活動に努めるものとする。

- 2 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

【解説】

- 1 政務活動費は、調査研究その他活動に資するために支給されるもので、これを活用し、積極的に市政に関する調査、研究その他の活動を行わなければならないものと定めています。
- 2 政務活動費の交付に関しては、「備前市議会政務活動費交付条例」で定めます。

(議会の危機管理)

第17条 議会は、災害等の発生時においても機能を維持するものとする。

2 議長は、災害等の発生時において、議員の安否を確認の上、議会と市長等の役割の違いを踏まえて、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置できるものとする。

【解説】

1 議会は、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議決機関として、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を維持しなければならないことを定めています。

2 日常的な防災・減災の対策については、市長等の情報を速やかに把握できるよう、議会として情報共有ができる機関等の検討を視野に入れて定めています。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

議会は、議員の政策提案機能等を補助する議会事務局の体制の充実及び強化に努めることを定めています。

(議会図書室)

第19条 議会に、議員の調査研究に資するため議会図書室（以下「図書室」という。）を設置し、図書の充実に努めるものとする。

2 図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

【解説】

1 議会は、地方自治法第100条第19項の「議会図書室の設置」規定により、議員の政策形成及び立案能力向上のため、関連図書を充実することを定めています。

2 過去の議事録や議会に関する文書を保管している議会図書室は、情報公開の面からも市民にとって利便性が高いものとなるよう努めることを定めています。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会だよりで定期的に市民に公表するなど情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政への関心を高めるための議会広報活動に努めるものとする。

3 議会は、議会だよりの情報公開の在り方等について市民から広く意見を求めるものとする。

【解説】

- 1 議会は、より市民に開かれた議会を実現するため、議案に対する各議員の対応を公表していくとともに、市議会だよりのさらなる充実を行っていくことを定めています。
- 2 その具体的手段として、市政の重要な情報を市民に周知するために、議会ホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体により市民に提供することに努めることを定めています。
- 3 議会だよりに関して、市民の意見が反映される環境及び機会の確保に努めることを定めています。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第21条 議員の政治倫理は、議長が別に定める。

- 2 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、前項の規定により定めたものを規範とし、遵守しなければならない。

【解説】

- 1 議員の政治倫理については、「備前市議会議員倫理規程」で定めます。
- 2 議員は、高い倫理性が求められていることを自覚し、倫理規程を規範として遵守することを定めています。

※備前市議会議員倫理規程 議員の職務に係る倫理の基本となる事項を定める訓令です。議員の責務や遵守すべき倫理基準が定められています。

（議員定数）

第22条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすにふさわしいものとするを基本とし、別に条例で定める。

【解説】

議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすためにふさわしいものとするを基本に、地方自治法第91条の規定に基づき、「備前市議会の議員の定数を定める条例」で定めます。

※議員定数 議会を構成する人数のことです。備前市議会の議員の定数は条例で16名と定めています。

（議員報酬）

第23条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、備前市特別職報酬等審議会の答申等を尊重するなど市民の意見を反映する。

【解説】

- 1 議員報酬は、「備前市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」で定めます。
- 2 報酬の改正は、備前市特別職報酬等審議会の答申等を尊重するなど市民の意見を反映することを定めています。

※備前市特別職報酬等審議会 議員の報酬、市長、副市長や教育長の給料の額についてを審議するための市長の諮問機関です。

第7章 最高規範性と見直し手続

（最高規範性）

第24条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、規則、告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない。

【解説】

本条例は、制定目的や内容が議会活動の根本となるものです。したがって形式的には他の条例との間に法的効力の優劣はありませんが、実質的には議会に関する他の条例・規程等の中で最上位に位置するとの考えに基づき、最高規範たる性質を有することを示しています。したがって、他の議会に関する条例等の制定・改正・廃止に当たっては、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合を図らなければならないことを定めています。

（議会及び議員の責務）

第25条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

条例の理念、原則に基づき、議会が市民を代表する合議制機関としての責任を果たすことを定めています。

（条例に関する議員の研修）

第26条 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】

議会の最高規範である本条例を議会として全うするため、任期開始後速やかに本条例に関する研修を行い、議員の意識の醸成を図ることを定めています。

(条例の検証及び見直し手続)

第27条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【解説】

1 議会は、この条例の実効性を将来にわたって担保するため、随時内容の検証を行うことを定めています。

2 検証の結果を受け、必要に応じて条例改正等の適切な措置を講じることとしています。

附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

【解説】

施行期日を定めています。